

現場説明書

工 事 名	浄化センター計装設備更新工事
工 事 場 所	下松市新川四丁目1番1号 下松市浄化センター内
工 期	着手の時期 契約締結日の翌日 完成の時期 令和 8 年 3 月 23 日
入 札 保 証 金	免 除
契 約 保 証 金	必要(契約金額の100分の10以上)
特 例 監 理 技 術 者	建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置は、別途定める条件に適合した場合に認める
入 札 契 約 条 項	特別な定めのない事項については、下松市契約規則、下松市工事請負規程及び下松市上下水道局会計規程による。
前 払 金	あり
中 間 前 払 金	あり 下松市建設工事に係る低入札価格調査に関する要領第6条に規定する入札を行った土木建築工事は、中間前金払制度の対象としない
部 分 払	なし
入 札 条 件 等	別紙「入札条件および指示事項」のとおり
施 工 条 件	別紙「施工条件書」のとおり
建 設 リ サ イ ク ル 法	対象
工 事 内 容	設計図書のとおり
週 休 2 日 モ デ ル 工 事	発注者指定型「週休2日工事(現場閉所型)」の対象工事

積算条件書

施工年度	令和7年度
工事名	浄化センター計装設備更新工事
工事場所	下松市新川四丁目1番1号 下松市浄化センター内

【特記事項】

- ・日本下水道協会発行 下水道用設計標準歩掛表
ー第2巻 ポンプ場・処理場ー 令和6年度版 により積算。

【注意】

「積算条件書」は、単価等の設定にあたって積算上参考となる条件を示しています。

工事内容質問書

令和 年 月 日

下松市上下水道事業管理者 大野 孝治 様

申請者住所

商号又は名称

代 表 者 名

[illegible]

注：図面等が必要な場合は、添付すること。

入札条件及び指示事項

入 札 条 件	1 受注者は、土木工事の施工に当たっては、入札公告日、指名通知日又は見積依頼日における最新の「山口県土木工事共通仕様書」及び「山口県土木工事施工管理基準」によること。 これらの共通仕様書、施工管理基準は、山口県技術管理課ホームページを参照のこと。 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/siyousho/top2.html 2 当該工事の施工条件並びに仕様及び特記事項は、施工条件書並びに設計書及び特記仕様書のとおりとする。 特別な定めのない事項については、下松市契約規則及び下松市工事請負規程によること。 3 受注者は、工事の施工にあたっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。 4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 5 施工条件書、設計書、特記仕様書等で産業廃棄物の最終処分が指定されている場合は、産業廃棄物税として処分量1トンあたり1,000円を見込むこと。また、処分方法の変更等により、課税対象とならなくなった場合は、当該金額を減じた額で変更契約する。 6 落札者は、現場説明書において契約保証金を「必要」と記載した場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債（利付国債に限る。）の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証又は債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結した場合、契約保証金を免除する。設計金額が1,000万円未満の工事の場合も契約保証金を免除する。 7 現場代理人の配置については、「下松市現場代理人取扱要領」の定めによる。なお、同要領における「現場代理人の資格要件」に記載された「直接的な雇用関係」については、主任技術者又は監理技術者の例による。 8 監理技術者又は主任技術者（以下「配置技術者」という。）と受注者との間の雇用関係については、「監理技術者制度運用マニュアルについて（令和6年12月13日国不建第123号）」における「二一四 監理技術者等の雇用関係」における「二一四監理技術者等の雇用関係」によること。 9 本工事において、特例監理技術者の配置を行う場合は以下のア～クの要件を全て満たさなければならない。 ア 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 イ 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。 ウ 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 エ 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。） オ 特例監理技術者が兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね10km以内の工事で行なければならない。なお、兼務する工事の発注機関は問わない。 カ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。 キ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 ク 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。 10 特例監理技術者及び監理技術者補佐の確認 建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。（現在従事している工事の従事役職が主任技術者又は監理技術者であり、本工事と重複する期間が生じる可能性がある場合、当該技術者は本工事における工期の始期以降、他工事において専任していないこ
------------------	---

と、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。）

ただし、特例監理技術者の配置を行う場合は本工事を含め2工事を上限とし兼務ができるものとする。また、この場合において、本工事に専任で配置を行う監理技術者補佐は、本工事における監理技術者補佐として配置後、他工事において専任していないこと、かつ現場施工に着手する時点で他工事が完成しており当該工事に専任できること。なお、特例監理技術者を配置する場合、特例監理技術者は常駐義務を要する現場代理人との兼務は認めない。

11 入札に当たっては、入札書と同時に工事費内訳書を提出すること。

12 当該工事が、入札参加者からの技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である場合は、総合評価に関する事項を以下のとおりとする。

(1) 入札参加者は別に定める日までに、総合評価に係る資料（以下「技術提案資料」という。）を提出すること。また、技術提案資料を提出しない者の入札書は無効とする。

(2) 技術提案資料とは、(3)で求める評価項目について入札参加者が必要事項を記載する資料のことをいう。

(3) 提出を求める評価項目及び配点等については、別添「技術提案資料の提出について」のとおりとする。

(4) 技術提案資料について、別添「技術提案資料の提出について」により各評価項目得点の合計（以下「加算点」という。）を算出する。

(5) 落札者の決定方法については以下のとおりとする。

① 標準点(100点)に加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札書記載価格で除したものを評価値とする。

② 入札書記載価格が入札書比較価格の制限の範囲内にあり、また評価値が標準点を入札書比較価格で除した値（基準評価値）を下回らない者で、低入札価格調査制度において不落札でない者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする。

(6) 技術提案資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。また提出された技術提案資料は返却しない。

(7) 受注者は、「簡易な施工計画」において提案した施工計画のうち、点が付与された項目については、技術提案資料の内容に沿った施工をすること。受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。再度の施工が困難あるいは合理的ではない場合は、不誠実な行為として取り扱うものとする。また、あわせて工事成績評定の減点対象とし、加算点の範囲内で評価項目の配点に応じた工事成績評定点を減点する。技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合も同様の取扱いとする。

(8) 「技能士等の活用」の項目において点を付与された場合、工事完成時に指定したすべての工種（種別）において指定したすべての技能士等を活用した事が確認できる資料（工程表、日報等）を提出すること。提出された資料により指定したすべての工種（種別）において指定したすべての技能士等を活用した事が確認できない場合は、(7)と同様の取扱いとする。

(9) 契約締結後、請負者が上記7により配置技術者を変更する場合は、入札公告時に提示した要件により「資格」、「施工経験」及び「継続学習取組状況」の全ての項目について、変更前の配置技術者と同等以上の評価を受けることができる者に変更するものとする。これ以外の配置技術者の変更を行う場合は、(7)と同様の取扱いとする。なお、配置技術者を変更する場合、入札公告時に提示した「施工経験」において評価対象とする工事は「受注者が変更を通知する日の属する年度の8年前の年度の4月1日から受注者が変更を通知する日までに完成し、引き渡し完了した同種工事」とし、「継続学習取組状況」において評価対象とする取組状況は「受注者が変更を通知する日の属する年度の4月1日から受注者が変更を通知する日までの間の任意の日から1年前の間」の取組状況とする。

(10) 契約締結前の入札参加者の配置技術者の変更は、事後審査方式の場合（配置技術者からのヒアリングを行った場合を除く）に限り認める。この場合、入札公告時に提示した要件により「資格」、「施工経験」及び「継続学習取組状況」の全ての項目について、変更前の配置技術者の技術評価の結果と同等以上の評価を受けることができる者に、入札参加資格審査時までに変更しなければならない。なお、配置技術者を変更した場合でも、加算点の変更は行わない。

(11) 工事完了後、技術提案資料に関する不履行等が発覚した場合は、(7)と同様の取扱いとする。

指示事項	1 市内産資材の活用 受注者は、施工する工事に要する資材の調達に当たり、原則として、市内産資材（市内工場で製造した資材）の購入、又は市内代理店等からの購入に努め、使用材料については、「工事材料使用承諾願」により承諾を得ること。 なお、市内産資材を購入しない場合、及び市内代理店等から購入しない場合は、その理由を付した書面を事前に監督職員に提出すること。 2 市内企業の下請活用 受注者は、本工事の施工において、やむを得ず工事の一部を下請負に付す場合は、原則として、市内建設業者の活用を努めること。 なお、市内建設業者を活用しない場合は、その理由を付した書面を事前に監督職員に提出すること。 3 下請及び資材の利用状況報告 受注者は、工事請負代金が 3,000 万円以上の工事については、完成検査終了後 2 週間以内に「下請工事発注・資材利用状況報告書」を提出すること。 4 排出ガス対策 排出ガス対策型建設機械の取扱い、共通仕様書（1-1-30 の 6）による。ただし、施工条件書又は特記仕様書において特に指定がある場合は、指定した基準の排出ガス対策型建設機械を使用すること。これによりがたい場合、受注者は、使用する建設機械（機械の名称、メーカー名、形式、指定番号等）について監督職員と協議し、承諾を得ること。 ※排出ガス対策型建設機械の指定状況については国土交通省ホームページを参照のこと。 (http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_fr_000002.html) 5 法令の遵守 (1) 受注者は、工事の施工に当たっては、関係法令を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。 (2) 受注者は、工事の施工にあたって、土砂等を運搬するときは、道路交通法（過積載の防止等）、貨物自動車運送事業法（委託運送時の許可業者の使用等）等の関係法令を遵守すること。 また、車両制限令第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、事前に道路法第 47 条の 2 に基づく通行許可証の写しを監督職員に提出すること。 (3) 受注者は、工事に使用する工事車両について、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 48 条の規定による定期点検整備を確実に実施すること。 6 建設リサイクル (1) 本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「法」という。）及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（以下「省令」という。）の対象工事である場合は、次の各号によらなければならない。 ア 工事契約日前までに、監督職員へ説明書により説明を行うこと。 イ 法第 13 条及び省令第 4 条の規定する書類を監督職員に提出すること。 ウ 契約書に記載する解体工事に要する費用等は、受注者から提出される法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面に基づき作成される。 エ 法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面の作成方法は以下のとおりとする。 (イ) 解体工事に要する費用及び再資源化に要する費用は直接工事費とする。 (イ) 再資源化に要する費用は、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。 オ 再資源化に要する費用の変更は、数量増減のみの変更とし、再資源化に要する単価は正当な理由がある場合を除いて原則変更しない。 (2) 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 14 年 5 月国土交通省）、「建設廃棄物処理指針」（平成 23 年 3 月環境省）に基づき、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提示すること。 また、受注者は、再生資源利用促進計画書様式に掲載されている建設副産物が工事現場から発生する場合には、「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督職員に提出するとともに、計画を工事現場の見やすい場所に掲示すること。工事完了時に、「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員に提示すること。 なお、受注者は、計画書及び実施書を工事完成後 5 年間保存すること。 再生資源利用（促進）計画書及び実施書は、原則として建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成すること。 なお、COBRIS により作成できない場合は、国土交通省ウェブサイト（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm）に掲載の「建設リサイクル報告様式」により作成することとし、工事完了後に「再生資源利用〔促進〕実施書」の EXCEL データを提出すること。 ※建設副産物情報交換システムを参照のこと。http://www.recycle.jacic.or.jp/
------	--

(3) 受注者は、500m³以上の建設発生土を搬出する場合、発注者へ搬出先の盛土規制法等の許可や工事現場の土壌汚染対策法等の現状状況を確認し、その確認結果票を作成すること。確認結果票は、再生資源利用促進計画の一部として取り扱い、現場掲示や保存を行うこと。

また、建設発生土を運搬する者に対し、建設発生土の搬出先の名称・所在地及び搬出量並びに確認結果票の内容を通知すること。これらの内容に変更があった時も同様とする。

7 建設発生土

建設発生土の有効利用等については、以下のとおり取扱う。

- (1) 現場内及び公共工事間の流用に努めるものとし、やむを得ず残土が発生する場合は、設計図書に明示された搬出先に処分を行うこと。
- (2) 設計図書（施工条件書等）に搬出先が明示されている場合であっても、実施工程において公共工事間での調整が可能な場合は処分から流用に変更することや、工事間での調整がスムーズに進まない場合はストックヤードに一時堆積するなど、柔軟な対応により残土の抑制に努めること。
- (3) 設計図書（施工条件書等）において民間残土処理場を搬出先としている場合は、「残土処理場に関する届」及び関係図面等を監督職員に提出し、承諾を得ること。なお、受注者が承諾済みの民間残土処理場以外の場所への搬出を希望する場合は、監督職員等の審査・承諾を受けた上で、搬出先とすることができるものとする。
- (4) 受注者は、本工事が搬出元となる場合、搬出先から受領書の交付を受け、搬出情報を確認するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに受領書の写しを提示すること。また、受領書又はその写しを工事完了後5年間保存すること。
- (5) 本工事が搬出先となる場合、受注者は搬出元に対し、搬入完了後速やかに受領書の交付を行うこと。
- (6) 受注者は、設計図書に購入土が計上されている場合であっても、発注者が他工事等からの流用が可能と判断した場合は、有効利用の観点から、原則として設計図書を変更するものとする。

8 コリンズの登録

受注者は、工事請負代金額 500 万円以上の工事について、コリンズ（工事实績情報システム）（（一財）日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。））に基づき、「通知書」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、JACIC へ登録するとともに、JACIC 発行の「登録内容確認書」の写しを監督職員に提出すること。

なお、提出の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内とする。
- (3) 施工中に、受注時登録データのうち、工期、現場代理人、主任技術者、監理技術者のいずれかに変更があった場合は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に更新データを提出すること。

9 公共事業労務費調査への協力

- (1) 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行うこと。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- (2) 調査表等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力すること。また、本工事の経過後においても、同様とする。
- (3) 公共工事労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査表の提出が行われるよう受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うこと。
- (4) 受注者が本工事の一部について下請け契約を締結する場合には、受注者は当該下請け工事の発注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前 3 項と同様の義務を負う旨を定めること。

10 施工合理化調査への協力

受注者は、国土交通省が実施する施工合理化調査（施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査、諸経費動向調査、施工情報調査）の対象工事となった場合は、別に定める各調査の実施要領により調査表を作成し提出する等、必要な協力を行うこと。

11 建設副産物実態調査への協力

受注者は、国土交通省が実施する建設副産物実態調査対象工事となった場合は、調査表の提出等、必要な協力を行うこと。

12 技能労働者への適切な賃金水準等に関するアンケート調査

受注者は、発注者が実施する技能労働者への適切な賃金水準等に関するアンケート調査の対象工事となった場合は、自らアンケートに回答するとともに、下請企業に対して調査への協力を要請する等、必要な協力を行うこと。

13 発注者支援業務委託

受注者は、建設コンサルタント等に委託した担当技術者が配置された場合には、次の各号によらなければならない。

- (1) 担当技術者が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。又、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。ただし、担当技術者は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものとする。
- (2) 監督職員から受注者に対する指示又は、通知等を担当技術者を通じて行うことがあるので、この際は監督職員から直接指示又は、通知等があったものと同等とする。
- (3) 監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告又は通知は、担当技術者を通じて行うことができるものとする。
- (4) 担当技術者等が配置された場合の監理技術者の氏名及び担当技術者の氏名は対象工事毎に別途通知する。

14 建設業退職金共済制度

建設業退職金共済制度に加入している共済契約者（事業主）は、建設業退職金共済組合と共済契約を結び証紙を購入したうえ、金融機関の発行する掛金収納書（写）を提出すること。

15 暴力団等の排除

- (1) 暴力団等（暴力団、暴力団関係企業など不当介入を行うすべての者をいう。）から不当介入（不当要求及び工事妨害をいう。）を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、所轄の警察署に届け出ること。

なお、報告を怠り、後で判明した場合は、不誠実な行為による指名停止を検討する。

- (2) 暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告し、被害届けを速やかに所轄の警察署に提出すること。
- (3) 発注者及び所轄警察署と協力し不当介入の排除対策を講じること。
- (4) 当介入により工期の延長が生じると認められる場合は、約款の規定により発注者に工期延長等の請求を行うこと。

16 標示施設等の設置

工事現場における標示施設等については、「工事現場における標示施設等の設置基準」によるものとし、工事標示板の工事内容及び工事種別の記載は施工条件書によることとする。

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23378.html#2>

17 週休2日の取組

週休2日工事の指定工事においては「週休2日工事の実施要領」の定めによるものとし、次の事項に留意の上、実施すること。

- (1) 受注者は、契約後速やかに通期又は月単位のいずれにより4週8休以上を実施するか書面により協議し、監督職員からの指示又は通知に従うこと。また、入札公告又は入札情報に明示された発注方式（週休2日工事（現場閉所型）又は週休2日工事（交替制）のいずれか）を変更する場合も同様とする。
- (2) 受注者は、工事完了後、実施工程表等の履行が確認できる資料を監督職員に提出すること。なお、実施工程表等を提出しないなど、明らかに週休2日に取組む姿勢が見られない場合、工事成績評定点を減点する。

また、実施工程表（計画工程表を含む）の様式については、山口県技術管理課ホームページから入手すること。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23345.html>

18 施工計画書作成時チェックシート

受注者は、施工計画書を提出する際には、「施工計画書作成時チェックシート」で記載内容を確認のうえ、チェックシートを添付すること。

「施工計画書作成時チェックシート」の様式は、山口県技術管理課ホームページから入手すること。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23349.html>

19 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、発注者（工事担当課）に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

なお、通知の方法は、落札者が所定の様式による通知書を提出し、契約担当者等がそれを受領することにより行うものとする。

令和 7 年度

浄化センター計装設備更新工事

特 記 仕 様 書

下松市上下水道局 下水道課

目 次

第1章 総 則

第1節 一般事項.....	1-1
第2節 使用機器共通仕様.....	1-10
第3節 低圧配電盤一般仕様.....	1-14
第4節 工事共通仕様.....	1-18

第2章 特記仕様

第1節 計装設備.....	2-1
---------------	-----

第3章 撤去工事

第1節 概 要.....	3-1
第2節 工事.....	3-1

第4章 試験及び検査

第1節 一般事項.....	4-1
第2節 機器の試験.....	4-2
第3節 現地試験.....	4-2

第1章 総 則

第1節 一般事項

1. 総括事項

- (1) 本仕様書は、下松市上下水道局が発注する浄化センター計装設備更新工事に適用するものである。
- (2) 本工事は、すべて下松市工事請負契約約款並びにこの特記仕様書、電気設備工事一般仕様書・同標準図、電気設備工事特記仕様書（日本下水道事業団 発行）、設計書及び設計図によって施工し、その順序方法等については特に明記がない限り、監督員の指示に従わなければならない。
- (3) この仕様書は、特記事項のみを示したものであるから、この仕様書に規定する以外は標準仕様書、その他関係諸法律、法令、条例、規則等によるものとする。
- (4) 工事施工のため必要な関係官公署、その他の者に対する諸手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。関係官公署、その他の者に対して交渉を必要とするとき、または、交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議するものとする。また、受注者は、関係官公署その他の者が行う必要な検査に立会うものとする。受注者は、工事の施工に際して労働関係法規を遵守しなければならない。また、これらに要する費用は、すべて受注者の負担とする。
- (5) 処理場の監視制御方式については、安定的なシステムの構築、運転・維持管理における優位性を考慮し計画されたものであり、本工事におけるシステムの変更及び既設システムへの接続に関する変更は認めない。
既設機器における機能増設においては、本仕様書に忠実に施工するものとする。
- (6) 特記仕様書（関連仕様書を含む）、設計書および設計図書等に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員の指示説明を受けなければならない。
- (7) 仕様書、設計書および設計図書等に明記されていないもの、又は交互符合しないものがある場合には、発注者と受注者との協議にて定めるものとする。
ただし、これらの場合において工世上当然必要と認められる軽微なものについては、受注者の負担においてこれを施工しなければならない。
材料、機械あるいは工法等が第三者の所有する特許権に抵触する場合は、その使用に関して必要な手続きを受注者の責任と負担により行うこと。万一、これを侵害した場合は、受注者の責任でこれを解決しなければならない。
- (8) 受注者は工事着手に先立ち、現地の状況、関連工事、その他について綿密な調査を行い、充分実情を把握の上施工しなければならない。
- (9) 受注者は発注者が主催する工程、設計、施工および検査等の打合せ会議に出席しなければならない。

2. 工事場所

山口県下松市新川四丁目1番1号 下松市浄化センター

3. 工事期間

本工事期間は契約書によるものとし、竣工期間を厳守し、一切の工事を完了しなければならない。

4. 保安および衛生

- (1) 工事現場の管理は労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令に従って適切な施策をし、火災、盗難、その他事故防止に注意しなければならない。
- (2) 工事施工場所を明示する標識および現場の安全維持に必要なすべての設備を設けなければならない。
- (3) 台風、豪雨等風水害および震災に対する万全の措置を講じなければならない。
- (4) 受注者は、工事施工のため交通を禁止あるいは規制する必要があるときは、関係官公署と十分協議し、事故防止に万全を期さなければならない。

5. 現場事務所の設置

- (1) 受注者は、工事現場内又は、現場付近に現場事務所を設置しなければならない。
- (2) 事務所内には、本工事の概要、実施工程表、組織表、天気図、その他必要事項を一目で理解できるよう作成し、掲示すること。

6. 資材等の運搬について

- (1) 本工事の実施に当たり、工事用資材等の運搬は積載超過の無いように注意すること。
- (2) 資材等の運搬が運送契約によって行われる場合は、正規の運転免許を受けた者の車両に限って使用することとする。

7. 県内、市内品の優先使用について

- (1) 本工事に使用する資材等が県内、市内で産出又は製造され、その規格、品質、価格等が適正である場合は、これを優先して使用するものとする。

8. 労務費について

本工事の労務費は、法定労働時間を考慮したものとしている。

9. 建設業退職金共済制度について

- (1) 当該工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識の掲示を確実に実施しなければならない。
- (2) 未加入下請け事業者（二次以下の下請け業者も含む）に対する加入を指導するものとする。

10. 作業排水等の場外流出に関する事項について

- (1) 試運転を含む工事期間中で発生する、清掃水や床排水につき場外（海域）に濁水のままで直接排出させてはならない。排出基準項目・基準値に則して必要な対策を講じるものとする。

- (2) 不測の事態により、異常な水質の場外排出が発生の場合、受注者は迅速に対策を行い監督員に、報告しなければならない。

11. 対外補償および保護

工事中は人畜、構造物、田畑、工作物等に損傷を与えぬよう注意しなければならない。万一、損傷を与えた場合は、受注者の費用をもって補償又は原形に復するものとする。これらの処理に対し、後日、苦情申し立ての原因を残さぬよう十分注意すると共に、同意書、領収書等その証となる書類の写しを発注者に提出しなければならない。

12. 他工事との協調

- (1) この本工事の他、諸種の工事や作業が同一場所内で行われる際には、受注者は自己担当工事の他これに関連する工事には一層の注意を払い、共に協調の精神をもって工事の円滑な進捗をはかるよう努力すること。
- (2) 特に、同一構内および同一構造物内外で行われる種類の異なる工事は、施工順序、施工時間、関連箇所の施工方法等については十分打合せの上、支障のないよう工事の進行をはかること。

13. 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後、5 日以内に工事工程表を発注者に提出しなければならない。
- (2) 工事着手にあたって、材料置場、倉庫等の仮設備の計画図を作成し、監督員に提出して承認を受けなければならない。
- (3) 受注者は契約締結後、速やかに次の事項を含む施工計画書を発注者に提出し、承認を受けなければならない。
- A. 工程計画
 - B. 設備計画
 - C. 配置計画
 - D. 現場組織計画
 - E. 労務計画
 - F. 資材計画
 - G. 安全計画
 - H. その他
- (4) 受注者は、契約後、速やかに本仕様書及び図面に基づき詳細な実施設計図書を提出し、発注者の承諾を得た後、製作施工に着手すること。
- A. 製作承諾図（単線結線図および展開接続図）
 - B. 製作承諾図（機器外形図、詳細図、機器配線図、接続図）
 - C. 仕様決定計算書、検討書、構造計算書、技術説明資料他
 - D. 修理等工具、消耗予備品類
 - E. その他、運転法案計画書等（監督員が特に必要として指示するもの）

F. 施工図

受注者は、本仕様書及び図面内容に基づき詳細な施工図を作成すること。

- (5) 受注者は、発注者が指定する様式により、日誌、日報、月報その他の書類を遅滞なく提出しなければならない。

A. 全体工程表（ネットワーク）

B. 月間工程表（ネットワーク）

（月一度の月間工程会議に工事实績と予定を提出する）

C. 工事月報（月一度の月間工程会議に工事实績と進捗状況写真を提出する）

D. 週間工程表（バーチャート）

（週一度の週間工程会議に工事实績と予定を提出する）

E. 工事日誌（必要有無については別途指示）

F. 使用材料及び機材報告

G. 工種別作業内容、進捗状況、出来高

H. その他発注者が必要とするもの

- (6) 受注者は、工事に使用する材料の証明書、各種試験成績書等を提出しなければならない。

- (7) 受注者は、監督員の指示に従って、着工前写真、工程写真、完成写真等を適時撮影し、これをアルバム状にまとめて発注者に提出しなければならない。なお、写真やアルバムの大きさ、部数等は事前に発注者と打合せを行い、承認を受けなければならない。

- (8) 工事竣工図書の作成

受注者は、工事完了後、発注者の指示する形式により竣工図を作成し、下記の図書を提出しなければならない。

A. 同上白焼製本（A 1） 2 部

B. 同上白焼図面（A 3） 2 部

C. 竣工図データ CD-R（形式 SXF, JW-CAD, HO-CAD） 1 式

CADデータの形式は、事前に発注者と打合せを行い、承認を受けるものとする。

- (9) 受注者は、関連する下記事項のものにつき、これを 1 冊にまとめて製本した完成図書を 3 部提出すること。

A. 承諾決定図

B. 施工図（完成図書）

C. 各種機器取扱い説明図書および運転操作要領書

D. 各種機器および配管材料試験成績表

E. その他発注者の指示するもの

また、機器仕様に関する情報については、これらを分類別に取りまとめ、電子情報化して報告すること。

F. 電子データ：1 式（CD-R）

- (10) 受注者は上記と同様、関連する下記事項のものにつき、官庁提出書類等の写しを提出すること。

A. 各種手続きならびに許認可等の書類の写し

B. その他発注者が指示するもの

14. 公共事業労務費調査に対する協力

- (1) 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者になった場合、受注者はその実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
- (4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）が前(3)項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

15. 建設リサイクル法の遵守

- (1) 工事受注者は、本工事により発生する特定建設資材廃棄物について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）を遵守し適正に処理しなければならない。
- (2) 工事受注者は、その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、建設リサイクル法第 10 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事項について、別紙告知書様式で告げなければならない。（下請者への告知）
- (3) 工事受注者は、工事着手前に、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出しなければならない。
- (4) 工事受注者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」に従い特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完了時に、「再資源化等報告書」、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。
- (5) 本工事で発生した建設資材廃棄物は、廃棄物処理法に基づき許可を受けている適正な施設で処理すること。

16. 施工体制台帳の提出

- (1) 受注者は、施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督員に提出するものとする。なお、様式には管理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。
- (2) 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の代金の総額によらず、施工体制台帳を作成し提出しなければならない。施工体制に変更が生じた場合は、そのつど提出すること。
- (3) 施工体制台帳には、全ての下請業者について、下請契約の請負代金額を明示した請負契約書を添付すること。また、施工体系図は現場事務所の見やすいところに掲示しなければならない。

17. 現場の管理

受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

名札例

写 真 2 c m × 3 c m 監理（主任）技術者 氏 名 ○○ ○○ 工事名 ○○○○○○ 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 ◇◇◇◇◇◇株式会社 印	
--	--

注 1）用紙の大きさは、名刺サイズ以上とする。

注 2）所属会社の社印とする。

18. 工事保険等

- (1) 建設業退職金共済に加入（請負金額 500 万円以上の工事）

建退共制度の発注者用掛金収納書を契約後 1 ヶ月以内に契約者に提出すること。

当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を提示すること。

又、未加入下請業者に対して加入を指導すること。

- (2) 建設労災補償共済に加入

建設労災補償制度への加入証明書等を契約後 1 ヶ月以内に契約者に提出すること。

- (3) 火災保険、組立保険、賠償責任保険、その他の保険に加入すること。（保険期間は、原則として工事着工日から工事最終日+14 日以上とする）

19. 事故防止

- (1) 受注者は工事の施工に際し、公衆の生命身体若しくは財産に関する危害又は迷惑を防止する為、必要な措置を講ずること。
- (2) 工事用機械器具の取扱いには熟練者を配置し、常に機械の点検整備を完全に行い、運転にあたっては操作を誤らないようにすること。
- (3) 工事施工中、万一事故が発生した時は、所要の措置を講ずると共に事故発生の原因および経過、事故による被害の内容等について、直ちに監督員に報告すること。

20. 工事カルテ作成、登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負金額が 500 万円以上の工事について実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、完成時は工事完成后 10 日以内に、（財）日本建設情報総合センターにより登録しなければならない。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が届いた場合は、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

21. 工事施工

- (1) 受注者は常に進捗状況について把握し、予定の工事工程と実績とを比較して、工事の円滑な進行を図ること。
- (2) 受注者は工事の出来形、品質等が、この仕様書、設計図等に適合するよう十分な施工管理を行うこと。
- (3) 施工上、製作図、施工図、詳細図等を必要とする場合は、これらを作成のうえ、発注者の監督員の承認を得ること。
- (4) 受注者は発注者の監督員が常に施工状況の確認ができるよう、必要な資料の提出および報告書等適切な措置を講ずること。

22. 関連規定等の適用

受注者は仕様書に記載する工事の関係規定等に従い、誠実にしてかつ完全な施工を行うものとする。

(1) 施工に関するもの

- A. 労働基準法
- B. 労働安全衛生法
- C. 労働者災害補償保険法
- D. 建設業法
- E. 建築基準法
- F. 消防法

- G. 公害対策基本法
- H. 大気汚染防止法
- I. 水質汚濁防止法
- J. その他関係法令、電気設備技術基準、条例

(2) 機器、材料に関するもの

- A. 日本産業規格（J I S）
- B. 電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）
- C. 日本電機工業会標準規格（J E M）
- D. 日本電線工業会規格（J C S）
- E. その他関連規格

23. 試運転調整

(1) 単体調整および組合せ試験について

受注者は原則として総合試運転調整前までに、各設備機器の機能調整、単体調整（シーケンス試験、絶縁抵抗および接地抵抗の測定、保護装置の動作試験等）および、組合せ試験（機器盤間の試験等）を終わらせ、その後に総合試運転を実施するものとする。

(2) 総合試運転調整前の準備作業等について

受注者による、総合試運転調整の一環として、施設内の機器類や設備廻りの分を含む関連工事分につき、受け持ち工事範囲を清浄な状態にすること。

この時は、プラント機械工事受注者など、当工事受注者も含めて関連工事全員の共同作業とする。

(3) 総合試運転調整の立会い他

工事の完了後、処理場全体のシステム機能が所要の機能を満たしているか、この確認を含めて総合試運転を行う。当作業は受注者が、十分な試験調整員を適切な時期に派遣し、他の工事受注者と協調して責任を持って行い、監督員による確認を得るものとする。また、運転員に対して必要な運転指導を行うものとする。

(4) 総合試運転の作業指導、工程管理について

総合試運転の作業指導、工程管理については、監督員並びに工事監理業務における管理技術者の指示に従い、他の工事受注者と協調して着実に実施すること。

24. 運転調整計画書並びに、報告書の提出

段階毎の作業やテスト・調整の目的、その手順等につき受注者は判定方法等を含めた計画書を作成提出のこと。

計画書に基づき報告書も段階毎に提出とする。なお、最終時分については、本工事に関連した他受注者と共同で調整事項の関連が解るように（例えば、1冊に編集する等）すること。故に、最終分についてはその時期、再度、監督員を交えて内容協議を行うことにする。

25. 総合試運転に要する費用、その他本設備の総合試運転に要する費用は、全て受注者の負担とする。ただし、総合試運転実施に要する電力、薬品、原水及び上水については、発注者より支給するものとする。

調整期間中を含めて受注者の責めに起因する不具合が発見、又は発生した分についての復旧対応は、全て受注者の負担とする。

26. 設計や工事施工における高度技術・創意工夫・社会性に対する評価

受注者は設計や工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目または、地域社会への貢献として評価できる事項に対して、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

27. 電子納品

- (1) 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、工事の各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種納品要領等（以下「要領」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを示す。

尚、書面における署名又は押印の取扱については、別途監督員と協議するものとする。
成果品は「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で2部提出する。

「要領」で特に記載の無い項目については、監督員と協議のうえ決定するものとする。

- (2) 成果品は電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、ウイルス対策を実施すること。

28. 下請業者の県内企業優先活用

請負業者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を山口県内に有するもの）から選定するように努めなければならない。技術者、一般労働者などもやむをえない場合の他は県内で採用すること。

第2節 使用機器共通仕様

1. 概要

本工事に使用する機器は、J I S, J E C, J E M各規格に準拠するもので、設備の設計・製作・施工をするに当り、維持管理上、下記の点を考慮し、行うものとする。

なお、周波数は60Hz とする。

多くの設計・製作・施工をするに当って、設備毎の品質のばらつきをなくし、スムーズな進捗を計る事を目的とし、共通事項としてとりきめることとする。

1. 低圧機器

(1) 配線用遮断器

- A. 形 式 配電盤収納取付
- B. 定格電圧 回路電圧に適合するもの
- C. フレームの大きさ 設計図書参照
- D. 極 数 設計図書参照
- E. 遮断電流 系統の短絡電流以上とする
- F. 準拠規格 J I S C 8201-2-1
- G. 付 属 品 定格銘板、しゃ断警報接点、その他必要なもの

(2) 漏電遮断器

- A. 形 式 配電盤収納取付
- B. 定格電圧 回路電圧に適合するもの
- C. フレームの大きさ 設計図書参照
- D. 極 数 設計図書参照
- E. 遮断電流 系統の短絡電流以上とする
- F. 準拠規格 J I S C 8201-2-2
- G. 付 属 品 定格銘板、しゃ断警報接点、その他必要なもの

(3) 変 流 器

- A. 形 式 屋内用モールド形
- B. 最高電圧 設計図書参照
- C. 定格一次電流 設計図書参照
- D. 定格二次電流 5A又は1A
- E. 相 数 単相
- F. 定格負担 当該回路に必要な容量とする。
- G. 確度階級 1.0 級 (CC ユニット用は3.0 級)
- H. 準拠規格 J I S C 1731, または J E C-1201
- I. 付 属 品 定格銘板、その他必要なもの

(4) 零相変流器

- A. 形 式 屋内用モールド形
- B. 定格一次電流 当該回路の一次電流以上とする
- C. 準拠規格 JEC-1201 または JIS C 4601
- C. 付 属 品 定格銘板、その他必要なもの

(5) 電磁接触器

- A. 定格電圧 設計図書参照
- B. 極 数 3 極
- C. 定格周波数 60Hz
- D. 定格電流 各負荷の使用状態に適合するもの
- E. 性 能 AC 3 級以上
- F. 規 格 JIS C 8201-1 または JEM 1038
- G. 付 属 品 補助接点、熱動継電器、その他必要なもの

2. 保護継電器、補助継電

(1) 地絡過電流継電器

- A. 感度電流 各回路に適合したもの
- B. 復帰方式 手動または自動
- C. 規格 JEC-2500
- D. 付属品 補助接点、その他必要なもの

(2) 二要素、三要素継電器

- A. 形式 静止形またはデジタル形を原則とする。
- B. 検出 過電流、欠相、反相
- C. 取付 パネル埋込形
- D. 規格 JEM 1357
- E. 付属品 補助接点、その他必要なもの

(3) 熱動継電器

- A. 定格電圧 AC 600V
- B. 定格電流 負荷に適合するもの
- C. 規格 JEM 1356
- D. 付属品 補助接点、その他必要なもの

(4) 補助継電器

プラグイン形で動作表示付きとし、JIS C 4530 に準ずる。ただし、高負荷用、タイマー、ラッチリレー等特殊な継電器は除く。

タイマーには、初期設定値を明示すること。

3. 計器

(1) 指示計器

- A. 準拠規格 JIS C 1102, JIS C 1103
- B. 形式 埋込形 110mm、広角度及び縦形
- C. 定格 設計図書による
- D. 階級 周波数計 1.0 級以上
力率計 5.0 級
その他 1.5 級

(2) 電力量計

- A. 準拠規格 JIS C 1216
- B. 形式 角形、埋込取付配電盤用
- C. 定格電圧 110V, 電流 5 A

- D. 精 度 精密級電力量計（単相は普通級）
- E. 付 属 品 パルス発信装置、その他必要なもの

(3) 電力変換器（トランスデューサ）

- A. 形 式 直流電流または電圧信号直送式
- B. 対 象 電圧、電流、電力、周波数、力率
- C. 精 度 1 %以内（力率については3%以内）
- D. 取 付 盤内収納形

4. その他

- (1) 操作スイッチはステッキ型とする。
- (2) 電圧計切替スイッチの相表示（3相）は、R－S、S－T、T－Rとする。
- (3) 適切な盤面数ごとに、警報停止、表示復帰、ランプテストボタンを設けること。

第3節 低圧配電盤一般仕様

1. 形式

閉鎖形配電盤

2. 閉鎖階級

低圧配電盤は、J E M 1265 C X級以上とする。

3. 構造

銅板製外被、底板等を有し、移設、増設に便利で電氣的、機械的に堅牢で耐電圧的にも優れたものとする。

4. 母線

(1) 母線方式 単母線式

(2) 主母線材料 アルミニウム合金または銅とし、すず鍍金を施すこと。

(引き外し機構等の接触部は銀鍍金)

(3) 母線相色別 絶縁塗料、テーピングまたはワッペンによる。

(4) その他 碍子支持を原則とし、接続部は、適切な締付けを行い、締め付けボルトにはマーキングを実施する

(5) 母線接続部にはサーモラベルを貼付ける。

5. 扉

前後面は蝶番式扉とし、扉はみだりに開放しないよう共通の鍵（タキゲン#200 相当）で施錠する。

6. 照明・コンセント

盤内照明 (LED) を設け、ドアスイッチにより扉の開閉に連続して点滅すること。

盤内コンセントは、コンセントボックスを使用して設けること。なお、列盤構成の場合は、両端の盤のみでよい。

7. 低圧用配線

束配線またはダクト配線方式とし、高圧充電部よりしゃ閉すること。

8. 制御電源

単相交流 100V

直流 100V、24V

9. 塗装

塗装は充分な下地処理の後、下地塗装を行い、特に露出する部分は下塗り、中塗り、仕上塗りを施すこと（内面 $60\mu\text{m}$ 、外面 $80\mu\text{m}$ 以上）。

塗装は、耐塩性の優れたもの（ポリウレタン塗装又は、メラミン焼付塗装）を使用し JEM色を（5Y7/1）標準とする。また、屋外形は全艶、屋内形は半艶で長期使用に耐えられること。

10. 盤板厚は下記以上を原則とする。

ドア 3.2mm, 側面パネル 2.3mm, 頂部カバー
2.3mm 底板 2.3mm, 内部器具取付板 2.3mm

11. 盤名称については丸ゴシック体での表記とする。前、背面扉式のものは両面に盤名称を取付ける。取付ビスはステンレス製またはプラスチック製とする。

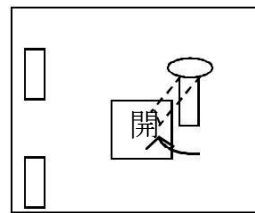
12. 盤名称板に記入する名称は機械設備の名称に統一する。

13. 盤ロケーション符号は、扉ハンドル上部に取り付ける。

14. 機器名称は極力日本語で記入する。

（例）NO.1 主 T r 1 次断路器 → NO.1 主変圧器 1 次断路器

15. 左ヒンジ、右ハンドルとし、
ハンドルのひねり方向は時計方向とする。



16. ドアストッパー付きとする。ストッパーは、
盤上部、下部いずれでも構わない。

17. 盤内取付けのスペースヒーターは、入、切スイッチを設けること。

18. 直流電源装置は蓄電池設備認定委員会（（社）電池工業会）の認定証票が貼付されたものとする。

19. 盤の吊りボルト取外し後の穴埋めボルトは、ステンレス製とする。

20. 盤扉周囲にはパッキンを貼ること。また容易にはがれないものとする。

21. 盤の換気口には、フィルターを付けること。（フィルターは経年劣化の激しいもの、スポンジ等は使用しない。）

22. 盤内の保護板は機器の点検の容易な構造（パンチングメタル又は、透明アクリル板とし、取付、取外しが容易な大きさ、重量とし、取っ手を設けること）とする。

23. 遮断器、接触器等は枠と本体それぞれに用途名称板、デバイスナンバーを貼付のこと。
操作スイッチにもデバイスナンバーを刻印のこと。
24. 変換器、警報設定器等は本体に用途名称板を貼付のこと。
25. 盤筐体接地は、接地種別を明示すること。
26. 盤内の主要機器には機器本体と同じ定格銘板を扉裏の見やすい場所にも貼付のこと。
27. 盤面取付機器は、見やすく、操作しやすい位置に取付けること。
28. 収納機器、取付機器、電線は、新品を使用すること。電線は動力線、制御線共にエコケーブルとする。

29. 付属品

付属品は、以下の品目、数量とし、付属品箱を用意し、これに整理して納入すること。
付属品箱には、工事名、工事年度を明示し、収納品一覧表（常用数（％）を明記）を添付すること。

- ・ L E D 20%, R y 20%, フィルター 100%, ファン 50%
- ・ ランプ、ヒューズ 100%, 盤内蛍光灯 50%, 盤補修塗料（一対象盤晩名称、マンセル記号を明記）メーカー標準分、塗装用刷毛 1 本
- ・ その他必要なもの 1 式

30. 共通付属品（使用対象盤に対して）

試験プラグ	1 式
遮断器点検調整引出装置および移動車	1 式
分解工具および工具箱	1 式
遮断器投入引きはずしコイル	1 個
電力用ヒューズ筒	各種三相分
計器用変圧器一次保護ヒューズ筒	各種三相分
絶縁マット	1 式
その他必要なもの	1 式

31. 表示灯は L E D とする。

32. 故障表示について

故障表示は重故障を赤、軽故障を橙色とする。ファンの故障は、軽故障に含めること。
故障原因が除去されたものは、自動復帰とする。
中央への監視用接点信号は、上記 の内容を転送する。

また、故障警報は、不鳴動、タイマー停止を可能とすること。

33. 屋外等環境の悪いところに設置する盤は、原則として腐食を考慮してすべてステンレス製（SUS304以上）、溶融亜鉛メッキ、アルミダイキャストと同等性能以上とすること。
34. 自立盤は、点検しやすいように、原則として背面も扉にすること。
35. 各種盤換気用のフィルターは、掃除が出来るように抜き差し型にすること。
36. 部品、機器等の交換をする場合を考慮した位置及び配置とすること。
37. 引込遮断器又は変圧器二次遮断器と、母線連絡遮断器とのインターロックを組む場合は、インターロックが解除できるものとし、当該解除スイッチを1系側盤内に設けること。また、当該解除スイッチが、盤内にある旨を盤面に明示すること。

第4節 工事共通仕様

1. 共通事項

(1) 共通事項

工事は関係法規に準拠し、電氣的機械的に耐久性に富み、保守点検が容易なように施工すること。

(2) 位置の決定

機械の据付けおよび配線経路の詳細な位置の決定については、施工図の承諾図を提出の上、係員の指示を受けること。

(3) 防湿、防蝕処理

湿気、水気の多い場所などに施設する器具ならびに配線はその特殊性に適合する電氣的接続、絶縁及び接地工事を行った上、所定の防湿、防食処理を施さねばならない。

2. 機器据付工事

(1) 配電盤及び機器の据付

ア. 自立形配電盤の据付

A. 電気室に据付ける場合

(A) 列盤になるものは、各盤の前面の層が一直線にそろうようライナーで調整の上、アンカーボルトでチャンネルベースを固定すること。

(B) (A)のライナーは床仕上げ後外面から見えないようにすること。

(C) 盤内収納機器を引出す場合、引出用台車のレールと盤内レールが一致するように据付けること。

(D) チャンネルベースと盤本体は、ボルトにより堅固に固定すること。

(2) 特記事項

ア. 配電盤の据付および機器の組立については熟練した専門技術者を派遣し、電氣的、機械的に完全に行うこと。

イ. 機器の搬入、据付の際は機器本体、構造物に対して損傷を与えることのないよう注意すること。

ウ. 機器の据付位置は、設計図面を参照の上、他の機器との取り合いが完全に行なえるよう考慮して施工すること。

エ. 機器の基礎ベースの施工は特に入念に行い、水平垂直に十分注意すること。

据付後、歪、不揃い等は、勿論、収納機器の性能に支障をきたすことのないように十分注意し施工すること。

3. 電路工事

(1) ケーブルラックの布設工事

ア. ケーブルをケーブルラック上に配線する場合は整然と布設し、間隔 1.5m（立上り引下げ部では 1 m）以下毎に結束してケーブルラックにとめること。

イ. 原則として高圧及び低圧ケーブルを同一ケーブルラックに布設してはならない。ただし、やむを得ず同一ケーブルラック上に布設する場合はセパレータ等にて隔離すること。なお、セパレータには接地を施すこと。

(2) ケーブルダクト布設工事

ア. ダクトは内部に塵埃及び水分が侵入しがたいようにすること。

イ. ダクトの支持間隔は次表によること。

金属ダクトの支持間隔

本体断面の長さ [mm]	支持点間の最大距離 [mm]
300 以下	2000
300～600	1800
600 以上	1500

ウ. ダクト相互などの接続は、つき合せを完全にし、ボルトなどにより、機械的、電氣的に堅固に接続すること。

エ. ダクト内から電線を外部に引出す部分は、金属管配線又は可とう電線管配線によること。

オ. ダクトが床又は壁を貫通する場合は、貫通部分でダクト相互又はダクトとプルボックスなどの接続を行ってはならない。

カ. ダクトのふたに電線の重量がかからないようにすること。

キ. ダクト内の電線は各回線ごとにひとまとめにし、電線支持物の上に整然と並べ堅固にとめること。

ク. その他については、ケーブルラックの布設工事に準ずる。

各ケーブルには、そのサイズ、番号、用途、所属配電盤など明記したナイロン製、ファイバ製などの名札を取付けること。

4. 配線接続工事

(1) 一般事項

ア. 使用材料

電線，ケーブル，端末処理材は、環境配慮型を使用すること。（盤内においても同様とする。）

イ. 端末処理等

- A. 制御ケーブルの端末処理はテーピングにて行うこと。
- B. 機器類の各端子へのつなぎ込みは、圧着端子で行うと共にケーブルにはケーブル番号を記したバンド又は札をシースに取り付けること。
- C. 低圧電力ケーブルの各芯線は相色別を行うこと。
- D. 制御ケーブルの各芯線には、端子記号と同じマークを刻印したマークバンドを取付けること。
- E. 各ケーブルには、そのサイズ、所属配電盤、配線先の配電盤名称等を記入したシール等を貼り付けること。

ウ. 直線接続

むやみにケーブルの直線接続は行ってはならない。

エ. ケーブルと機器の接続

- A. 配電盤に引込むケーブルは適切な支持物に堅固に固定し、接続部に過大な応力がかからないようにすること。なお、機器の端子箱に引込む場合は、ビニル被覆ブリカチューブにてケーブルを保護すること。
- B. 低圧ケーブルと弱電流電線を同一金属ダクト、ケーブルラック、ケーブルピットに収納して配線するときは隔壁を設けること。

5. 粉塵防止

諸工事に際し、粉塵の設備機器への降り掛かり、内部への侵入等が無いよう十分考慮すること。また、万一このような状態が発生した場合には、十分清掃を行い、設備機器の運転に支障をきたすことのないようにすること。

第2章 特記仕様
第1節 計装設備

1. 雨水沈砂池水位計（1）

(1)数 量	1組	
(2)形 式	投込式	
(3)仕 様		
a) 変換器		1台
b) 検出器		1台
c) 専用ケーブル		1式
d) その他必要なもの		1式

2. 雨水沈砂池水位計（2）

(1)数 量	1組	
(2)形 式	投込式	
(3)仕 様		
a) 変換器		1台
b) 検出器		1台
c) ディストリビューター		1台
d) 専用ケーブル		1式
e) その他必要なもの		1式
(4)取付器具		
a) 防波管		1式
b) スタンション		1式
c) その他必要なもの		1式

3. 合流汚水沈砂池水位計（1）

(1)数 量	1組	
(2)形 式	投込式	
(3)仕 様		
a) 変換器		1台
b) 検出器		1台
c) ディストリビューター		1台
d) 専用ケーブル		1式
e) その他必要なもの		1式
(4)取付器具		
a) 防波管		1式
b) スタンション		1式
c) その他必要なもの		1式
(5)配線工事		1式

4. 合流汚水沈砂池水位計（2）

(1)数 量	1 組	
(2)形 式	投込式	
(3)仕 様		
a) 変換器		1 台
b) 検出器		1 台
c) ディストリビューター		1 台
d) 専用ケーブル		1 式
e) その他必要なもの		1 式
(4)取付器具		
a) 防波管		1 式
b) スタンション		1 式
c) その他必要なもの		1 式

5. 合流汚水流量計

(1)数 量	1 組	
(2)形 式	電磁式流量計	
(3)口 径	250A	
(4)仕 様		
a) 検出器		1 台
b) 変換器		1 台
c) 専用ケーブル		1 式
d) ルーズ短管		1 式
e) その他必要なもの		1 式

6. 初沈生汚泥流量計

(1)数 量	1 組	
(2)形 式	電磁式流量計	
(3)口 径	150A	
(4)仕 様		
a) 検出器		1 台
b) 変換器		1 台
c) 専用ケーブル		1 式
d) ルーズ短管		1 式
e) その他必要なもの		1 式

7. 初沈 pH 計

(1)数 量	1 組	
(2)形 式	ガラス電極式	
(3)仕 様		
a) 変換器		1 台
b) 検出器		1 台

c) アレスタ（現場用）	2 台
d) 専用ケーブル	1 式
e) その他必要なもの	1 式

8. No. 1～3 ブロワ風量計

(1)数 量	3 組
(2)形 式	オリフィス式
(3)特記事項	
今回機械配管は更新しないため、差圧伝送器及び配線のみ更新とする。	
(4)その他必要なもの	1 式

9. 1, 2 系曝気槽 MLSS 計

(1)数 量	2 組
(2)形 式	透過光率式
(3)仕 様（1 組当たり）	
a) 変換器	1 台
b) 検出器	1 台
c) アレスタ（現場用）	2 台
d) 専用ケーブル	1 式
e) その他必要なもの	1 式

10. 1 系返送汚泥流量計

(1)数 量	1 組
(2)形 式	PB フリューム式（超音波レベル式）
(3)仕 様	
a) 変換器	1 台
b) 検出器	1 台
c) アレスタ（現場用）	2 台
d) 専用ケーブル	1 式
e) その他必要なもの	1 式

11. 放流水 pH 計

(1)数 量	1 組
(2)形 式	ガラス電極式
(3)仕 様	
a) 変換器	1 台
b) 検出器	1 台
c) アレスタ（現場用）	2 台
d) 専用ケーブル	1 式
e) その他必要なもの	1 式

12. 工計変換器盤等 機能増設

(1)数 量 1 式

(2)機能増設内容

「合流汚水沈砂池水位計（１）」の新設に伴い、「合流汚水沈砂池水位（２）」との選択スイッチの追加による機能増設

(2)上記の信号項目追加に伴い、下記内容についても行うこと。

合流汚水沈砂池水位計（１）の検出器追加に伴い、アナログ信号を管理棟２階の中央監視装置に表示可能とすること

1. 受変電・沈砂池 I/O 盤(#BP01) 機能増設
2. 受変電・沈砂池コントローラ盤(#BP11) 機能増設
3. LCD 監視制御装置(#LCD-01A～01B, 02) 機能増設

第3章 撤去工事

第1節 概要

本工事は、計装設備の更新に伴い、撤去を行うものである。

第2節 工事

1. 一般事項

(1) 工事範囲

本工事の工事範囲は、次のとおりとする。

- a) 計装機器及び配線撤去工事
- b) その他上記に伴う諸工事

第4章 試験および検査

第1節 一般事項

1. 試 験

機器材料の製作完了後、製作工場において発注者立ち会いのもとに下記試験および検査を行う。

- (1) J I S等に定められた試験法のあるものはそれに従うこと。
- (2) 形状寸法検査(製作材料、加工および組立の精度等)
- (3) 塗装検査(色見本による比較および指定色の確認)
- (4) 性能試験
- (5) 動作試験
- (6) その他発注者必要と認めた試験

立会い試験の際は、以下のものを用意すること。

- ・ 塗装色見本 (マンセル)
- ・ 磁石 (盤材質確認のため)
- ・ ノギス (板厚確認のため)
- ・ 試験用器具一覧 (有効期限内であることがわかるもの)

社内試験成績書には、以下のものを添付すること。

- ・ 試験用器具の校正記録
- ・ 使用鋼材のミルシート
- ・ 試験実施状況写真

2. 現場試験

機器材料の据付および配線工事完了後、下記の現場試験を行うこと。

なお、試験成績表を発注者提出すること。

- (1) 導通試験

電線の断線および誤接続などの有無を検査すること。

- (2) 絶縁試験

各屋内外配線及び機器に対する絶縁抵抗測定を行うこと。

3. 雑則

- (1) 試験用器具および試験に必要な一切のものおよびこれに要する消耗品は、すべて受注者負担とする。
- (2) 試験方法その他試験の詳細については、その都度発注者員と協議して決定すること。

第2節 機器の試験

1. 各種機器

各々の規格に準拠して下記の項目について行う。

- (1) 構造点検
- (2) 性能点検
- (3) 操作試験
- (4) その他係員の指示する項目

第3節 現地試験

1. 据付完了して機器について所要の性能を満足している事を、末端の機器より信号を与えて試験すること。
2. 他設備工事との機器の良好な動作および機能的関連等を確認する試験を行うこと。

項目	明示事項		条件等	
工程関係	1. 関連する別途発注工事による施工時期、全体工期への影響	有 ☐	無 ☒	他工事名 () 発注者 () 他工事内容 () 影響箇所 () 影響期間、時間 () 影響内容 () 備考 ()
	2. 施工時期、施工時間、施工方法等の制限	有 ☒	無 ☐	制限される施工内容 () 施工箇所 () 施工時期、時間 (工期全体を通じて) 施工方法 () 備考 (浄化センターの運転管理業務に支障が無いよう施工すること。)
	3. 関係機関との協議が未成立のもの	有 ☐	無 ☒	関係機関等 () 制約を受ける内容 () 協議内容 () 成立見込み時期 () 備考 ()
	4. 関係機関との協議により付された条件 (現場条件の変更に伴う、条件の変更については、別途協議することとする。)	有 ☐	無 ☒	関係機関等 () 影響項目 () 影響範囲 () 影響内容 () 影響期間、時間 () 備考 ()
	5. 工事着手までの余裕期間	有 ☐	無 ☒	☐ 発注者指定方式 (工事着手日 :) ☐ 任意着手方式 (工事着手期限日 :)
	6. 地下埋設物及び埋蔵文化財の事前調査または移設	有 ☐	無 ☒	項目 () 管理者 () 調査期間 () 移設期間 () 備考 ()
	7. 設計工程上見込んでいる条件 (準備期間、後片付け期間、供用係数、雨休率、作業不能期間、施工班数) (標準工期試算式で算定した工期は、準備期間、後片付け期間、休日、天候等による作業不能日を含む)	有 ☐	無 ☒	☐ 積上げ法による工期算定 ☐ 準備期間 (〇〇日) ☐ 後片付け期間 (〇〇日) ☐ 供用係数 (〇.〇) ※港湾・海岸工事の場合に明示 供用係数：休日と荒天日等による作業不能日を見込むための係数 ☐ 雨休率 (〇.〇) 雨休率：休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 ☐ 作業不能期間 (〇〇日) ☐ 施工班数 (〇〇工：〇班、〇〇工：〇班) ☐ 積上げ法以外の工期算定 (標準工期試算式による場合等) 備考 ()
	8. 現場条件による工法の制限	有 ☒	無 ☐	対象工種 () 影響範囲 (作業全体) 影響内容 (既設機器の撤去から新設機器の据付・立上げまでの間、測定データが欠損する期間ができるだけ短くなるよう調整し影響を少なくすること。 またその他、水位調整などが必要な際には維持管理業者と事前に情報共有の上、円滑に施工を行うこと。) 影響期間、時間 () 備考 ()

項目	明示事項	有	無	条件等
	9. 現場施工着手までの工事一時中止期間	☐	☒	中止箇所 () 中止期間 () 中止内容 () 再開予定時期 () 備考 ()
工程関係	10. 週休2日工事の適用 (「有」の場合の詳細は週休2日工事の実施要領による)	☒	☐	☒ 週休2日工事 (現場閉所型) ☐ 週休2日工事 (交替制) ※本欄の内容は、受発注者協議により変更できる場合もある (実施要領を参照すること)
	11. その他	☐	☒	
用地関係	1. 工事用地、補償物件の未処理部分	☐	☒	場所、物件 () 範囲 () 処理見込み時期 () 影響工種 () 備考 ()
	2. 工事用地等の使用終了後の復旧条件	☒	☐	場所、範囲 (仮設事務所設置場所 (設置の場合)) 復旧完了予定日 () 復旧条件 (現況復旧とすること。(未舗装部分の簡単な整地など)) 備考 ()
	3. 用地借地条件等	☐	☒	場所、範囲 () 期間 () 使用条件 () 借地条件 () 備考 ()
	4. 市有地使用指定の場合の条件等 (市が市有地の使用を指定した場合、占用料は免除とする。)	☐	☒	場所、範囲 () 期間 () 使用条件 () 復旧条件 () 備考 ()
	5. その他	☒	☐	仮設事務所を浄化センター内に設置する場合は設置場所や駐車場所などの詳細について、別途監督職員の指示に従う事。
公害対策関係	1. 施工方法の制限	☐	☒	☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 排出ガス ☐ その他 () 対象工種 () 施工方法 () 施工時期、時間 () 制限内容 () 備考 ()
	2. 水替・流入防止施設	☐	☒	対象工種 () 内容 () 排水期間、時間 () 備考 ()
	3. 濁水、湧水、油漏れ等の処理 (特別な対策を要するもの)	☐	☒	対象工種 () 内容 () 期間 () 備考 ()

項目	明示事項		条件等
公害対策関係	4. 事業損失関係の事前・事後調査	有 ☐	無 ☒ ☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 地盤沈下 ☐ 地下水 ☐ 電波障害 ☐ その他 () 調査時期 () 調査範囲 () 調査方法 () 備考 ()
	5. その他	有 ☐	無 ☒ ()
安全対策関係	1. 交通安全施設等の指定	有 ☐	無 ☒ 交通安全施設 () 内容 () 期間 () 備考 ()
	2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の近接作業	有 ☐	無 ☒ ☐ 鉄道 ☐ ガス ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 上水道 ☐ 下水道 ☐ その他 () 工法制限 () 時間制限 () 備考 ()
	3. 危険要因に対する防護施設等	有 ☐	無 ☒ ☐ 落石 ☐ 雪崩 ☐ 土砂崩壊 ☐ 土石流 ☐ その他 () 防護施設 () 内容 () 期間 () 備考 ()
	4. 交通規制及び交通誘導警備員の配置	有 ☐	無 ☒ 規制範囲 () 期間、時間 () 備考 ()
	5. 安全監視船（警戒船）の配置	有 ☐	無 ☒ 時期、時間 () 備考 ()
	6. 発破作業制限	有 ☐	無 ☒ 防護工制限 () 作業時間制限 () 備考 ()
	7. 換気設備（有毒ガス、酸素欠乏対策として特に必要なもの）	有 ☒	無 ☐ 危険要因 (有毒ガス) 内容 (酸欠環境が予想される場所については安全対策を確実にすること。) 備考 ()
	8. 高所作業における対策	有 ☐	無 ☒ 内容 () 備考 ()
	9. 砂防工事における現場条件	有 ☐	無 ☒ 地形・地質特性 () 危険要因 () 対策内容 () 備考 ()
	10. その他	有 ☐	無 ☒ ()
工事用道路関係	1. 搬入路としての一般道路の使用制限	有 ☐	無 ☒ 搬入経路 () 使用期間・時間帯 () 制限内容 () 使用中使用後の処置 () 備考 ()

項目 関係	明示事項		条件等
	2. 仮設道路の設置条件	有 ☐ 無 ☒	一般通行： ☐ 有 ☐ 無 安全施設内容 () 安全施設期間 () 維持補修内容 () 維持補修時期、頻度等 () 工事完了後の処置： ☐ 存置 ☐ 撤去 ☐ その他 備考 ()
	3. 工事用道路の共用及び使用制限	有 ☐ 無 ☒	工事用道路管理： ☐ 本工事 ☐ 他工事 他工事名 () 期間 () 使用制限 () 備考 ()
	4. その他	有 ☐ 無 ☒	
仮設備関係	1. 仮設物の転用	有 ☐ 無 ☒	仮設物： ☐ 引継 ☐ 引渡 仮設物 () 施工者： ☐ 本工事 ☐ 他工事 引継、引渡時期 () 維持管理等条件 () 備考 ()
	2. 仮設物の兼用	有 ☐ 無 ☒	仮設物 () 兼用工事名 () 維持管理等条件 () 備考 ()
	3. 仮設物の構造、施工方法の指定	有 ☐ 無 ☒	仮設物 () 構造 () 施工方法 () 備考 ()
	4. 仮設物の設計条件の指定	有 ☐ 無 ☒	仮設物 () 設計条件 () 備考 ()
	5. その他	有 ☐ 無 ☒	
建設機械関係	1. 建設機械の指定 ※本欄で建設機械の機種、規格等を特に指定しない限り、受注者の任意とする。 (本欄で指定しないもので、仕様書に記載されている建設機械の機種、規格は積算上参考として記載しているものである。)	有 ☐ 無 ☒	名称 () 機種・規格 () 内容 ()
	2. その他	有 ☐ 無 ☒	()
建設副産物	1. 建設発生土	有 ☐ 無 ☒	☐ 現場内流用 () ☐ 工事間流用 () 発注機関： () 工事名： ()

項目 物 関 係	明示事項	条件等
		場所： () 運搬距離： () ☐ 仮置き 場所： () ☐ 公共残土処理場への指定処分 場所： () 運搬距離： () ☐ 民間残土処理場へ搬出 場所：別紙「民間残土処理場（承諾済み）一覧表」のよる ☐ 上記以外の受入地への搬出 指定場所： () 運搬距離： () ☐ 搬出条件 内容 () ※受入可能時期・時間、押土・整地必要など
	2. 建設搬入土（他工事からの搬入）	有 ☐ 無 ☒ 工事名 () 工事場所 () 搬入条件 () 試験費等 () 備考 ()
建設副産物関係	3. 建設リサイクル法の適用	有 ☒ 無 ☐ 1 工事の種類 ☐ 建築物の解体（床面積の合計80㎡以上） ☐ 建築物の新築・増築（床面積の合計500㎡以上） ☐ 建築物の修繕・模様替【リフォーム等】 （ただし、請負代金が1億円以上の場合に適用） ☒ その他工作物に関する工事【土木工事等】 （ただし、請負代金が500万円以上の場合に適用） 2 対象特定建設資材 （建設リサイクル法第2条及び施行令第1条による） ☒ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ 木材 ☐ アスファルト・コンクリート
	4. 建設副産物及び建設廃棄物の利用・処理条件 ※処理施設へ搬出する場合は、建設廃棄物の種類や処理方法に応じた産業廃棄物処分業の許可を有する施設に限る。 ※中間処理の場合は、固定式または移動式を含む固定式の業の許可を有する施設へ搬出するものとする。ただし、移動式施設での処理を指定する場合はこの限りではない。	有 ☒ 無 ☐ 再生資源利用計画書・実施書及び再生資源利用促進計画書・実施書の提出： ☒ 有 ☐ 無 ☒ コンクリート塊 ア. 処理の目的 ☐ 中間処理 (処理後の用途) ☐ 材料試験されている再生クラッシャーラン ☐ その他 ☐ 中間処理 ☒ 最終処分 イ. その他 () ☐ アスファルト・コンクリート塊 ア. 処理方法 ☐ 中間処理 (処理後の用途) ☐ 再生アスファルト混合物 ☐ その他 ☐ 現場内利用 ☐ 最終処分 イ. その他 () ☐ 建設発生木材

項目	明示事項			条件等
				ア. 処理方法（中間処理） ☐ 再資源化 ☐ 縮減（焼却）（ ） イ. その他（ ） ☐ 汚泥 ア. 処理方法 ☐ 現場内利用 ☐ 工事間流用 ☐ 中間処理 ☐ 最終処分 イ. その他（ ） ☐ 土砂（建設発生土等） 条件等は「1. 建設発生土」及び 「2. 建設搬入土（他工事からの搬入）」に記載のとおり ☐ その他（名称： ） ア. 処理方法（ ） ☐ 中間処理 ☐ 最終処分 イ. その他（ ）
	5. その他	有 ☐	無 ☒	
支 障 物 件 等	1. 占用支障物件	有 ☐	無 ☒	☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 上水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ その他（ ） 管理者（ ） 位置（ ） 移設時期（ ） 工事方法（ ） 防護方法（ ） 備考（ ）
	2. 占用物件との重複工事	有 ☐	無 ☒	☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 上水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ その他（ ） 管理者（ ） 影響期間（ ） 影響範囲（ ） 影響工種（ ） 備考（ ）
	3. その他	有 ☐	無 ☒	
コ ン ク リ ー ト 品 質 確 保	1. 「コンクリート構造物品質確保ガイド」を適用する構造物 ※「コンクリート構造物品質確保ガイド」は、下記Webページの最新版を参照 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23395.html	有 ☐	無 ☒	対象構造物（ ） 受注者は、監督職員と打合せの上、以下の対応を行うこと。 ①材料等によるひび割れ抑制対策の確認 （図面、ガイド第2節を参照） ②コンクリート施工記録の作成・提出 （ガイド第4節を参照） ③ひび割れの初期観察・観察、調査および補修 （ガイド第4節を参照。補修費用は原則として受注者が負担）
	2. コンクリート打込み時期の制限（ひび割れ抑制に関するもの）	有 ☐	無 ☒	対象構造物（ ） 打込み禁止期間（ 月 日 ～ 月 日 ）

項目	明示事項		条件等	
	3. その他	有 ☐	無 ☒	
薬液注入関係	1. 薬液注入	有 ☐	無 ☒	設計条件 () 工法区分 () 注入材料 () 注入量 () 施工範囲 () 注入圧 () 施工方法の指定 () 材料管理方法 () 施工管理方法 () 地下埋設物の防護方法 () 備考 ()
	2. 周辺環境への影響調査	有 ☐	無 ☒	調査内容 () 調査頻度 () 備考 ()
	3. その他	有 ☐	無 ☒	
(場所打杭ボーリング)	1. 作業時間制限	有 ☐	無 ☒	作業時間 (h ~ h)
	2. 杭の継手	有 ☐	無 ☒	☐ 溶接継手 () ☐ その他 ()
	3. チェックボーリング	有 ☐	無 ☒	本数 (内訳書、特記仕様書等参照) 深度 (内訳書、特記仕様書等参照)
	4. 溶接継手の品質管理	有 ☐	無 ☒	☐ 試験片による引張、曲げ試験 ☐ X線透過試験 ☐ 超音波探査試験 ☐ その他
	5. その他	有 ☐	無 ☒	
グ集水井及び集排水ボーリング	1. 水文調査	有 ☐	無 ☒	☐ 既存井戸 ☐ 湧水池 ☐ ため池 ☐ 既存調査孔 ☐ その他 () 調査範囲 () 調査期間 () その他 ()
	2. コア採取	有 ☐	無 ☒	ロータリー式ボーリングによるオールコア採取 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()
	3. その他	有 ☐	無 ☒	
アンカー工	1. チェックボーリング	有 ☐	無 ☒	ロータリー式ボーリングによるオールコア採取 ☐ 有 ☐ 無 その他 ()
	2. その他	有 ☐	無 ☒	

項目	明示事項		条件等
根 固 め ブ ロ ッ ク 工	1. 技術基準等の式に基づいて設計した場合の条件	有 ☐	無 ☒ ブロック1個当たりの必要重量W ($W \geq \bigcirc\bigcirc$ t) 敷設延長L (河川縦断方向) ($L \geq \bigcirc\bigcirc$ m) 敷設幅B (河川横断方向) ($B \geq L_n + \angle Z / \sin 30^\circ$) ただし、 L_n : ブロック 1 個分の幅 (m) $\angle Z$: 根固ブロック敷設高から最深河床の評価高までの高低差 = $\bigcirc\bigcirc$ m
	2. 類似河川の実績等を根拠に設計した場合の条件	有 ☐	無 ☒ ブロック規格 (公称重量 $\bigcirc$ t) 敷設延長L (河川縦断方向) ($L \geq \bigcirc\bigcirc$ m) 敷設幅B (河川横断方向) ($\bigcirc$ 列)
	3. その他	有 ☐	無 ☒
そ の 他	1. 工事用資機材の保管・仮置き	有 ☒	無 ☐ 資機材名 (対象機器) 場所 (必要スペースに応じて別途指示) 期間 () 保管・仮置き方法 (別途指示) 備考 ()
	2. 現場発生品	有 ☒	無 ☐ 品名 (撤去機器) ☐ 再使用有 ☒ 再使用無 引渡場所 (別途指示) 引渡時期 () 備考 (有価物となる可能性のある物は発注者の所有とする。発生時には適宜報告し、適切に保管すること。)
	3. 支給品 約款第 15 条事項	有 ☐	無 ☒ 品名 () ☐ 返納有 ☐ 返納無 引渡場所 () 引渡時期 () 備考 ()
	4. 関係機関・自治体との近接協議に係る条件	有 ☐	無 ☒ 関係機関等名称 () 条件 () 内容 () 期間 () 備考 ()
	5. 架設工法の指定	有 ☐	無 ☒ 施工方法 () 施工条件 () 施工時期 () 備考 ()
	6. 工事用電力の指定	有 ☐	無 ☒ 内容 () 条件 () 備考 ()
	7. 新技術・新工法・特許工法等の指定	有 ☐	無 ☒ 内容 () 条件 () 備考 ()
	8. 工事目的物の部分引渡	有 ☐	無 ☒ 引渡箇所 () 引渡時期 () 備考 ()

項目	明示事項		条件等	
	9. 工事目的物の部分使用	有 ☐	無 ☒	使用箇所 () 使用時期 () 備考 ()
	10. 給水の必要	有 ☒	無 ☐	関係機関 (維持管理業者) 取水箇所 (仮設事務所付近 (設置の場合)) 取水方法 (指定場所から分岐して給水のこと。) 取水時期 (工事期間中) 備考 (使用量がわかるようにメーターを設置すること。)
	11. 特殊材料の指定	有 ☐	無 ☒	材料 () 対象工種 () 備考 ()
	12. 工事関係者連絡会議の設置	有 ☒	無 ☐	工事関係者連絡会議 : ☒ 有 ☐ 無 時期、頻度 (現場着工開始後。 1 回/週。)
	13. 資材及び機械搬入方法等の制限	有 ☒	無 ☐	資材、機械名 () 場所、範囲 () 搬入条件 (浄化センター運転管理業務に支障が出ないよう、事前に計画を提出すること。その上で別途指示とする。)
その他	14. 工事標示板 (旧 : 大型工事標示板)	必須		工事内容 (計装設備の改築更新を行っています) 工事種別 (下水道電気設備工事) 「国土強靱化工事」の標示 : ☐ 対象 ☒ 対象外 (「対象」の場合は「国土強靱化工事 (5 か年加速化対策) 」であることを現場に標示することが望ましい)
	15. 履行報告書の提出 (特に工程管理を要する工事等)	有 ☒	無 ☐	☐ 毎月10日までに前月末時点の進捗を報告 (定点で撮影した写真や詳細工程表の添付は不要) ※本欄で無 (提出不要) として場合であっても、契約書 (特約条項) において「中間前金払を適用する。」を選択した工事では、請求時までは提出が必要となる。
	16. 工事材料の品質 ※提示だけではなく提出するもの	有 ☒	無 ☐	☒ 品質規格証明書等の提出 対象材料 (対象計装機器。主要な材料。 (雑材等は除く)) ☐ 見本または品質証明資料を提出し、監督職員の確認を受けて使用するもの 対象材料 () ※材料承諾願とは別の対応として見本等を求めるもの
	17. 施工計画書の簡素化 ※「無」の場合であっても監督職員の承諾を得た場合は簡素化できる	有 ☐	無 ☒	☐ 6 項目のみ記載したものを提出【簡易な工事】 ☐ 提出不要【簡易な工事かつ緊急工事】 ☐ 15項目記載したものを提出【簡易な工事を含む緊急工事】 提出時期 : (○○工等の着手前に提出)
	18. その他	有 ☐	無 ☒	